## 議案第52号

葛飾区東四つ木工場ビル条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年9月16日

提出者 葛飾区長 青 木 克 德

## (提案理由)

指定管理者制度を廃止するほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区東四つ木工場ビル条例の一部を改正する条例

葛飾区東四つ木工場ビル条例(平成11年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条の2及び第2条の3を削る。

第3条第2項中「区長」を「葛飾区長(以下「区長」という。)」に改める。

第4条第2項第2号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第10条第1項第2号中「き損等」を「毀損等」に改める。

第16条第5号中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第7号中「若しくは指定管理者」を削る。

第18条第1項中「指定管理者」を「区長」に、「工場施設の検査をし」を「区職員のうちから区長が指定した者に、工場施設の検査をさせ」に、「する」を「させる」に改め、同条第4項を削る。

第19条中「き損した」を「毀損した」に改める。

第20条を削り、第21条を第20条とする。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。